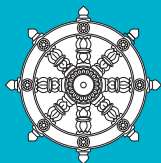


ZENBUTSU 全仏



仏暦2559年4月
[2016年]

No.
618

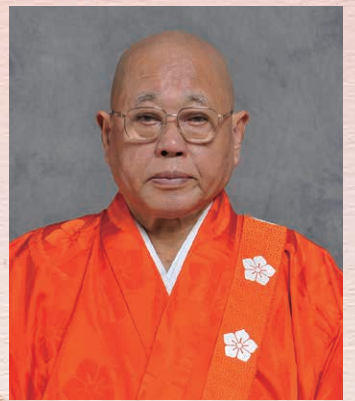
CONTENTS

「財団創立60周年記念事業に向けて」 第32期会長 小峰 一允	2
InterFaith駅伝 2016開催報告	3
平成27年度 加盟団体顧問弁護士連絡会開催	4
第4回人権問題連絡協議会開催	
第4回広報委員会開催	5
寺院が知っておきたい法律知識	6
「Amazonのお坊さん便 僧侶手配サービス」について 販売中止のお願い文書を提出	7
財団創立60周年記念事業 テーマ	8



財団創立六十周年 記念事業に向けて

第三十二期会長 小峰 一允



このたび私は真言宗智山派管長・総本山智積院第七十一世の故をもって、本会加盟宗派・都道府県仏教会・仏教団体の皆様のご推挙により、第三十二期全日本仏教会会長に就任いたしました。もとより不徳の身にして、その任に耐えらざる者ではありませんが、その立場をいただきました上は、釈迦牟尼世尊の教えを奉じ、本会の目的たる「和」の精神を基調とし、現代社会に即応する全一仏教運動の展開に微力を傾注する決意でありますので、会員各位のご支援・ご協力を懇願する次第であります。

お陰をもちまして高徳の六人の副会長様を選任されておりますので、そのお力をお借りし、更に評議員、理事の皆様のご協力を得て会の運営に当る所存であります。

さて、現代社会を観るとき、そこには正に釈尊の説かれた地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天の六道輪廻の相があります。

一見平和なわが国に於ても、殺人や飢餓をはじめ数度にわたる大地震・火山噴火など、心を痛める事象に満ちています。釈尊の教えられた人間の貪・瞋・痴の三毒によるものでありましよう。この六道輪廻の世界を転じて仏の浄土とすることができるのも人間であり、私たち仏教徒の責務であると思います。十人十色といわれるように、人の心の悩みや苦しみはさまざまです。このさまざまな心に対応するにはそれだけの教えの方便が必要となります。

釈尊の教えの原点は四聖諦等の大原則にあります。わが大乗仏教に至って、まさに八萬四千の法門といわれるように、その教えは大きく、深く、幅広いものに発展いたしました。このように大乘仏教は、どのようなニーズにも対応し得るものであり、まさに幅広い教えを包含する全日本仏教会はその象徴なのであります。仏教が各宗各派に分れて存在し

ているということは、衆生の必要に応じて、きめ細かく対応するためである。ということもできましよう。また、現代社会は文明の発展によって生じたひびく社会ということでもあります。

本会では来る平成二十九年に「財団創立六十周年」を迎え、福島県で大会が挙行されることが決まっております。そして、その目標として「時代に即応する活発な全一仏教運動の展開」を取り上げ、「創立理念に立ち還って地に足のついた事業を展開することが必要である」ことが記されております。

具体的には今後の検討が待たれるわけですが、全日本仏教会という大きな組織としてできることは何か、それを進めるには、まず加盟団体の事業に基づいて検討考察されなくては大きな力とはなり得ません。加盟団体毎に行なわれる社会教化の方針によって、自から一つの大きな流れとなる筈であります。本会事務局のみではなし得ないし、一人よがりでは避けるべきでありましよう。

現代社会はまた過疎化の時代でもあります。都市と地方の格差が広がっている時代でもあります。地方寺院においては将来の展望を持てず、子弟教育もままならず困惑して

いるのが現状であります。こうした地方寺院への応援メッセージはどうぞれば発信できるか、これも本会の役割の重大な一つであります。

更に世界仏教徒会議については、かねて三回の大会をわが国において開催されていますが、次期会議を日本で、との計画もあるやに聞いています。これは今後の検討を待たなければなりません。こうして今後に予定される事業を推進することによって、本会が更に充実した活動が期待されるとするならば、全力をあげて実現されなければなりません。

仏教は智慧と慈悲の宗教であります。私たちは菩薩行によって立っています。仏教こそが全人類の心の救済をめざさなければならぬ、との確かな信念を基にその実現につとめてまいりたいと思えます。

プロフィール

- 真言宗智山派管長
- 総本山智積院化主第七十一世
- 東京都練馬区石神井台三寶寺住職
- 昭和八年七月一日生まれ

【最終学歴】

早稲田大学教育学部 卒業
大正大学大学院文学研究科修士課程 修了

【著書】

- 『三寶寺所伝 三意願方聖教集』 山喜房仏書林 編集発行
- 『真言宗』 佐藤良盛共著 大法輪閣



去る二月二十一日、日本で第三回目となる諸宗教者間でタスキを繋ぎ世界平和と震災復興を祈願するInterFaith 駅伝2016〜平和を願う祈りの駅伝〜(以下駅伝)が開催された。



祈りの時間後、記念撮影が行われた(本能寺本堂にて)

InterFaithはヨーロッパのルクセンブルクで発足し、ルクセンブルクからのナイトマラソンに併設し、毎年開催されている。日本開催では、本会が事務局を担い、(公財)日本宗教連盟、京都

府宗教連盟協力のもと、主催団体となるInterFaith日本実行委員会(以下実行委員会)を組織し、京都マラソン2016に併設し開催された。

駅伝には、実行委員会を構成する各団体から推薦された聖職者三十六名の他、イスラム教師四名の計四十名が十チームに分かれ、異なる宗教・宗派間で「祈りの駅伝」と書かれた黄色のタスキを繋ぎ、一万六千人の市民ランナ



タスキをつなぐ駅伝走者達(仁和寺前にて)

ーと共に都大路を走り抜けた。本会からは、法華宗(本門流)、全日本仏教青年会の僧侶が参加した。

二十一日(前日)

・駅伝説明会(十四時三十分) ホテル本能寺を会場に、駅伝の説明会が行われた。

・祈りの時間(十五時三十分)

法華宗(本門流) 大本山本能寺において、築瀬城諒執事長御導師のもと、世界平和と翌日の駅伝の成功を祈願する法要が厳修された。

法要の中では、門川大作京都市長をはじめ、村田健史実行委員(神社本教)、松山大耕実行委員から世界平和と震災復興への想いを込めた挨拶がなされた。

・夕食会(十七時十五分)

法要終了後、ホテル本能寺へ会場を移し、チームごとにテーブルを囲んで夕食会が開かれた。前回大会からの参加者もあり、翌日の駅伝に向けて和やかな交流が行われた。

二十一日 駅伝開催、表彰式

駅伝は京都マラソン2016のランナーがスタートした後、九時十五分に西京極総合運動公園をスタートし、仁和寺前、ノートルダム学院小学校前、聖ドミニコ女子修道院前を中継所とし、平安神宮前でゴールとなった。

当日は、快晴に恵まれ、駅伝走者は平和への想いを込めたタスキを繋ぎゴールした。

また、各中継所には、諸宗教団体からボランティアが集い、お揃いのユニフォームを身にまとい、駅伝走者のサポートを行った。

駅伝終了後、十七時三十分よりホテル本能寺において、表彰式が開催された。表彰式には門川大作京都市長も出席し、教義の違いを超え、相互理解を目指し世界平和を願う駅伝に参加した走者の力走を称えた。(当日の様子はInterFaith 駅伝ホームページにも掲載) <http://interfaith-japan.com/>



表彰式の様子

平成27年度 加盟団体 顧問弁護士連絡会開催

「厚生年金加入問題」 について研修

二月十二日午後二時から、京都・教王護国寺の本坊客殿を会場に、「厚生年金加入問題について」をテーマに標記連絡会が開催された。

昨今、全国各地の寺院に日本年金機構より、厚生年金への加入促進の働きかけが強く行われた。全日本仏教会では、日本年金機構と所轄庁である厚生労働省と会合を重ね、現在、加入促進活動は一時停止となっている。しかし、法令を根拠にした加入促進は、今後とも予断できない状況にある。

今回の連絡会は、厚生労働省の担当者を招聘し、これまでの経緯について説明を受けるとともに、各関係部署との折衝に携わっている長谷川正浩本会顧問弁護



石河徹 厚生労働省
年金局事業管理課長補佐

士の進行により、各顧問弁護士と法律的な観点から議論を深め、今後の折衝に際しての法律的整理を行った。

最初に特定社会保険労務士の松田健氏から、厚生年金・厚生年金保険について詳細に説明の後、奈良慈徳本会総務部長より、本会が厚生労働省・日本年金機構とこれまで折衝を行ってきた経緯について説明がなされた。

休憩時間をはさみ、石河徹厚生労働省年金局事業管理課長補佐が、日本年金機構から全国の寺院に対して厚生年金への加入促進の働きかけが行われるようになった経緯について説明。最後に長谷川本会顧問弁護士の進行により質疑応答が行われ、現行の厚生年金保険法の第六条第一項第二号の原則は維持しつつも、同法第一項第一号の「従業員五人以上」との数字の整合性を踏まえ、任意加入の条項を加えるような法改正に向けて働きかけしていく旨の意見があった。

第4回 人権問題連絡協議会開催

第三十一期標記協議会が、二月十八日午後二時から明照会館会議室で開催された。

まず、事務局から「人権問題」に関する今期の取り組み経過について報告。その中から特にDVD教材を利用した「人権問題の講習会」に対する取り組みにつ

いて、各委員が意見交換を行った。

続いて講演会に入り、かねてより人権問題の関係から懸案となっていた「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」の進捗状況について、政府機関(内閣府・外務省・厚生労働省)から担当者を招聘し、説明をいただいた。

まず、奈良慈徳本会総務部長から、昨年末に本会から菅義偉内閣官房長官に対して「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨の即時返還を求める要望書」を手交した事を含め、これまでの経緯について説明。次に政府機関の担当者から順次説明を受けた。

小寺次郎内閣官房参事官補佐は、二〇〇四年に行われた日韓首脳会談において、小泉純一郎首相とノ・ムヒョン韓国大統領との会談で、旧民間徴用者等の遺骨の所在確認と返還について話し合われた経緯を説明し、政府として今後とも韓国側との定期的な会合を持ちたい旨の話があった。

喜多律夫外務省日韓交流室長は、昨年の十二月に三年ぶりに日韓首脳会談が行われた事、今までの交渉窓口の「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」が昨年十二月で解散し、行政管区に移管された旨等の経緯について説明した。

小野寺徳子厚生労働省人道室長は、実態調査の状況と実地調査の状況について説明。実態調査で判明した約二千八百体の遺骨の内、ほぼ全体の実地調査がまも

なく終了するとの報告があった。

次に出席者との質疑応答が行われ、二〇〇五年に政府から本会にあった「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨について」の情報提供のお願いの協力要請から始まった本件が、約十年を過ぎた現在も進展が無い点について質問が集中した。この背景には、遺骨を預かる寺院住職の高齢化と、住職の代替わりの際に預かった経緯が分からなくなる恐れがあることが懸念されている。

今後とも、本会と担当の政府三省との定期的な会合を行い、情報の共有をする事を確認し、閉会となった。

第4回広報委員会開催 宗法人の広報を考える 〜攻めの広報〜

標記委員会が三月二日午後一時半より、真宗大谷派しんらん交流館で開催された。今回の委員会では、各委員に対してそれぞれの加盟団体組織における広報体制の確立に向けた現状の報告等を事前に課題として提出を依頼し、それらを取りまとめ、講師として招聘した大和証券営業サポート部副部長の佐藤泰之氏から、加盟団体の現状・今後の方策などについて配布資料を基にアドバイスをいただいた。

まずは、理想とする広報体制の組織(プロジェクトチーム)とはどのような



大和証券 佐藤泰之氏

組織なのかについて解説がなされ、組織内各部署間を横断できる情報の共有の重要性を掲げられた。その後、方策の一つとして、各企業ブランドとしてのロゴマークや大学のロゴマーク、そして各宗派の宗紋を例に取り上げながら、仏教の何を広報するのか、組織内のどの部分を強化すればいいのか、誰に向けた広報をするのかなど、広報対象者の選定の重要性について説明がなされた。

次に広報戦略の事例として、ネット上でお坊さん紹介サービスを展開している「みんなれび」と「Amazon」が紹介され、企業が算出した法要のマーケット規模の想定とは、企業の営業戦略や広報戦略とはどのようなものなのか、それによる経済効果とは、さらにはこれらを研究することで仏教界としての対策を考える手段など、丁寧な解説が

なされた。

第三十一期の広報委員会はこれが最後となる。今回の広報委員会では事前に「宿題」を依頼するとう初めでのケースであったが、ほとんどの加盟団体からご提出をいただいた。広報の重要性については、本会と広報委員就任の加盟団体間で共有ができたのではないかと思う。第三十二期からは、全ての加盟団体との間で共有を図ることを目指し、伝統仏教界が一丸となった「広報戦略」の確立に向かうことを願いたい。



委員会の様子

事務総局録事

2月(1日~15日)

- 1日 ▶ DOT吉田氏他来局 事務総局
- 2日 ▶ 局内会議 事務総局
- 8日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 事務総局
- 9日 ▶ 浄土宗大本山増上寺訪問 東京・増上寺
- ▶ 大村印刷(株)是永氏他来局 事務総局
- 10日 ▶ 民主党衆議院議員大島敦事務所訪問 東京・衆議院第一議員会館
- ▶ (一財)埼玉県佛教会萩野映明会長本葬儀参列 埼玉・能仁寺
- ▶ 東日本大震災復興フォーラムin東京出席 東京・有楽町朝日ホール
- ▶ 無料法律相談開催 事務総局
- 12日 ▶ 平成27年度加盟団体顧問弁護士連絡会開催 京都・教王護国寺
- 15日 ▶ (公財)日本宗教連盟幹事会出席 事務総局

2月(16日~29日)

- 16日 ▶ 局内会議 事務総局
- 17日 ▶ (一社)遺品整理士認定協会小根氏来局 事務総局
- ▶ 浄土宗大本山増上寺赤羽氏来局 事務総局
- ▶ DOT岸田氏来局 事務総局

- 18日 ▶ 第31期第4回人権問題連絡協議会開催 東京・明照会館
- ▶ いちよしビジネスサービス(株)若林氏他来局 事務総局
- ▶ BNN茅野氏来局 事務総局
- 20日 ▶ InterFaith駅伝2016開催(~21日) 京都・本能寺他
- 22日 ▶ 浄土宗総合研究所公開シンポジウム「公教育と宗教」参加 東京・増上寺
- 23日 ▶ 自由民主党各種団体協議会出席 東京・都市センターホテル
- ▶ 聖観音宗訪問 東京・浅草寺
- ▶ (公財)国際仏教興隆協会第3回再生活性化委員会出席 東京・祐天寺
- 24日 ▶ 文化庁平成27年度宗教法人実務研修会評価企画会議出席 東京・文化庁
- ▶ 仏教懇話会加入者訪問 東京・衆議院会館
- ▶ 毎日新聞大阪本社花澤氏来局 事務総局
- 25日 ▶ 仏教懇話会加入者訪問 東京・参議院会館
- ▶ 台北駐日経済文化代表處林氏訪問 東京・台北駐日経済文化代表處
- ▶ 終活読本「ソナエ」古田氏来局 事務総局
- ▶ 大村印刷(株)是永氏他来局 事務総局
- 26日 ▶ 第43回全日本仏教徒会議愛媛大会第15回実行委員会出席 愛媛・道後 ふなや
- ▶ 戸松義晴本会理事来局 事務総局
- 29日 ▶ 和宗四天王寺吉田氏来局 事務総局


賛助会員募集中

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、個人や団体としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ホームページをご覧ください。

入会者には輪袈裟が進呈されます



無料税務相談室

- 日時：原則として毎月第2金曜日の午後1時から午後5時(原則一人30分)
- 会場：公益財団法人 全日本仏教会事務総局(内容によっては電話にて対応いたします)
- 担当： 朝日税理士法人(木村匡成、高尾英一、松山浩也各氏ほか)
- お申込みの詳細については、[TEL.03-3437-9275](tel:03-3437-9275) 財務部までお問合せ



TEL.03-3437-9275
社会・人権部までお問合せ

無料法律相談室
本会顧問弁護士の長谷川正浩先生が、寺院向け無料法律相談を開催しております。
(主に第一・第四木曜日要事前予約)



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑩

不動産の貸付 1

宗教法人には昔から雄大な土地がありました。そのほとんどは永代供養のために寄進されたものです。しかし、太平洋戦争後の農地解放によって宗教法人が所有していた農地もその対象にされた結果、農地からの小作収入を経営基盤としていた宗教法人は、大打撃を被りました。これが原因で布施収入をその経営基盤とせざるを得なくなった結果、布施収入の定額化がもたらすひずみが発生してきています。この解説は、また別の機会に譲ることとします。

農地解放から免れた山林、雑種地、宅地は宗教法人に残りました。戦後の窮乏時に住む場所もない人から依頼されて、これらを一時的に貸したものが、そのまま現在でも不動産貸付として残っているものが多く見受けられます。今回はこれと収益事業との関係等について述べてみます。

〈収益事業となるかどうか〉

不動産の貸付が収益事業となるかどうかについては、全仏No.615号(12月号)で述べました。今一度整理しますと、土地・建物の貸し付けは下記の3つの場合を除いて収益事業となります。

- ① 宗教法人法第4条2項に規定する宗教法人が行う墳墓地の貸付業
- ② 国または地方公共団体に対して直接貸し付けられる不動産の貸付業
- ③ 主として住宅の用に供される土地で、その貸し付け対価が低廉である場合の不動産の貸付業

ここでいう「低廉である場合」とは、それぞれの貸し付けごとに下記の条件を満たしていなければなりません。

- I 貸し付けた土地の上にある建物が、その床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること（アパート・マンション等の賃貸住宅でも可）。
- II その建物が別荘に供されていないこと。
- III その敷地の面積がIの建物の床面積の10倍以下であること。
- IV その敷地の経常的な地代の額が、その敷地面積にかかる固定資産税と都市計画税の合計額の3倍以下であること（名義書替料・更新料・条件変更料を除く）。

収益事業に該当するかどうかについては、年に一度、固定資産税や都市計画税が決まったときに、判定台帳を準備して確定しておく必要があります。

〈判定台帳の作成〉

収益事業にあたるかどうかの判定をするため、借地人ごとに判定台帳を作成します。これは、かなり煩わしい作業ですが、とりかかってみれば毎年同じ作業の繰り返しですから楽になります。ここに以前、全日本仏教会が作成したひな型を提示しておきます。

判定台帳のひな型

土地		宗教法人 ○○○		非収益事業・収益事業		判定台帳		自	平成	年	月	日	至	平成	年	月	日	事業年度分	
①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨									
地番	地積	評価額A		固定資産税額	都市計画税額	公課合計額	㎡(坪)当り税額	賃借人の住所		貸付面積									
		課税標準額B		B×1.4/100	A×0.3/100	④+⑤	⑥÷②	氏名(名称)		㎡(坪)									
	㎡(坪)	A	円	円	円	円	円					㎡(坪)							
		B	円																
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		⑰											
㎡(坪)当り	月額地代	年額地代	㎡(坪)当り年額賃料	公課の3倍	BがAの	別荘地?	統制令に該当	土地が床面積の	判定										
月額賃料	⑨×⑩	⑪×⑫	⑩×⑬	⑦×⑭	3倍まで○	いいえ○	統制額以下○	10倍以下○	非収益事業○										
円	円	円	円	円	3倍超×	はい×	統制額以上×	10倍以上×	収益事業×										

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修

「Amazonのお坊さん便 僧侶手配サービス」について 販売中止のお願い文書を提出

本会は下記の通り「Amazonのお坊さん便 僧侶手配サービス」についての販売中止のお願い文書をアマゾン本社ならびにアマゾン日本法人に提出いたしました。

本文書は、1月26日に開催した第13回理事会において、本会に寄せられた伝統仏教界へのご批判等の意見を各理事に開示した上で協議し、提出いたしました。また、同理事会では伝統仏教界が広く社会の期待に応えていく態勢を作るため「法務執行相談に関する協議会（仮称）」を設置することになりました。

本会は創立以来、仏陀の「和の精神」を基にして仏教文化を宣揚し、もって世界平和の進展に寄与してまいりましたが、今後も伝統仏教が持っている繋がりや絆を社会に発信してまいります。

2016（平成28）年3月4日

アマゾン ジャパン株式会社
代表取締役社長 ジャスパー・チャン 殿

公益財団法人 全日本仏教会
理事長 齋藤 明聖

「Amazonのお坊さん便 僧侶手配サービス」について （販売中止のお願い）

私ども公益財団法人 全日本仏教会は、日本の伝統ある宗教団体の中でも有力な59宗派・36都道府県仏教会・10各種団体からなる、およそ全国75,000カ寺を擁する唯一の連合体であります。組織率は全国寺院の9割とされています。

去る12月8日、貴社は僧侶手配サービスを販売開始しました。これは「株式会社 みんなび」が2013年から展開している「お坊さん便」というサービスで、全国どこにでも「定額のお布施」で僧侶を手配し、「戒名」「法名」も付与するというものであります。

私どもは、先ずもって、このように僧侶の宗教行為を定額の商品として販売することに大いなる疑問を感じるものであります。およそ世界の宗教事情に鑑みても、宗教行為を商品として販売することを許している国はないのではないのでしょうか。

そもそも、私どもは「お布施」を定額表示することに一貫して反対してきました。それは、「お布施」は僧侶の宗教行為に対する対価ではないからであり、定額にすることによって「お布施」本来の宗教性を損なうからであります。同じように「戒名」「法名」も商品ではないのです。

日本の伝統ある仏教界は、お一人おひとりからのご懇念をもって進納された「お布施（懇志金）」によって寺院を維持し、教えを広め、仏法を相続してきました。これが宗教の本来性であり、教団の歴史と伝統であります。

しかしながら、その布施の精神をないがしろにするような法外な「お布施」を請求するなどの事実があり、慚愧の念に堪えないところであります。また、悩み苦しんでいる方々に本当に寄り添えているのか、僧侶としてのあり方を足下から見つめ直し、信頼と安心を回復していかなければなりません。

つきましては、貴社におかれましては上記のことをご配慮いただき「Amazonのお坊さん便 僧侶手配サービス」の販売を中止されるよう、お願いするものであります。

日本の伝統ある仏教文化を守り発展させていくためにも、今後とも、ご支援、ご鞭撻の程をお願い申し上げます。

追伸 同文（英訳）をシアトル本社にも送付していることを申し添えます。

ご縁をかたちに、 絆を行動に

— わたくし 私からはじまる —

国内に目を向けると、東日本大震災を始めとする自然災害を経験して「地域のつながり」が見直され、また少子高齢化、人口の流動化に伴う地域の過疎化の進行、モラルの崩壊、さらには戦後70年の議論において改めて「平和」とは何かが問われました。また、世界に目を向けると、アジア圏との交流の重要性、国際的な格差問題、情報化社会における人々の思考や行動の変化など、さまざまな問題が挙げられます。

平成19年から翌年まで行われた財団創立50周年記念事業の統一テーマは「地域の縁・アジアの縁」でした。10年という月日が経過し、当時の記念事業の際に設定した「NEXT50」の検証と再確認を通して、現在の社会に向けて何が発信できるか検討を重ねてまいりました。

これらの諸問題や前回の記念事業のテーマである「地域の縁・アジアの縁」の主旨に鑑み、より実践的なイメージを想起できるようにテーマが必要になりました。地域や世界という概念を通じて、さまざま人々の縁や絆を結びながら、私たち自身が主体となって行動に移す、そんな想いを込めて、この度のテーマを考えました。

このテーマのもとに、皆さまとともに思いを一つにして記念事業を推進してまいりますので、ご支援ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

